

熱中症緊急情報

筑西労働基準監督署

熱中症による労働災害が、本日（7月26日）までに2件発生しています。うち1件は死亡災害です。

8月以降も猛暑が予想されますので、パンフレット「[職場における熱中症予防について](#)」に基づき、屋外での作業を行う場合等は適切な対策・対応を行うようにして下さい。

筑西労働基準監督署では、すべての事業者に熱中症予防対策を呼び掛けるとともに、特に屋外作業を行う建設業労働災害防止協会茨城支部筑西分会に対して、特別の要請を行っています。

熱中症事例1

7月22日午後3時すぎ、筑西市の園芸業を営む事業者のビニールハウス内で、農作業員（36歳男性）が倒れているのを同僚の女性により発見され、搬送先の病院で死亡した。

被災者は、防毒マスクやポリエステル製の作業着を着用し、朝から農薬の散布作業を行っていた。筑西市内の観測地点における同日の最高気温は36.1度を記録しており、同ビニールハウス内は通気されていたものの、相当の気温になっていたものと考えられる。なお、被災者は入社後3日目の作業であった。



熱中症事例2

7月15日、結城市の工事現場駐車場のトラック内で、昼休憩をとっていた電気工（42歳男性）が、熱中症とみられる症状により病院に搬送された。

被災者はトラック内で昼食をとり、運転席の窓を開けた状態で昼寝をしていたが、昼礼前（午後0時55分ころ）に目覚めるも体が動かず、クラクションを鳴らして助けを呼んだ。発見された当時、意識はあるが体は動かない状態であったが、病院で点滴を受けて回復し歩けるようになった。

熱中症予防のための救急措置等

1 熱中症についての教育等

作業者全員に対して、熱中症に関して救急措置を含む下記の労働衛生教育を確実に実施し、熱中症の予防には水分だけでなく塩分の補給も大切であることを教育してください。

熱中症の症状・予防方法・緊急措置・熱中症の事例

2 作業場所の巡視等

管理監督者は、作業場所の巡視等を頻繁に行い、作業場所及び作業者の健康状態等を把握・確認してください。

3 休憩及びその設備の確保、水分等の補給

屋外作業では、日除けや通風を浴するための設備を設置し、涼しい場所に休憩場所を確保し、休憩時間を頻繁にとらせる等、作業場所及び作業者の健康状態を考慮した作業を行わせてください。

また、作業の状況に応じ、水分と塩分のこまめな補給に留意してください。

作業中は0.1～0.2%の食塩水又はナトリウム40～80mg/100m^lのスポーツドリンク等を、20～30分ごとにカップ1～2杯程度摂取することが望ましい

4 健康管理対策

以下のような疾患がある労働者については、医師の意見を聴き、必要により就業場所の変更、作業転換等に配慮してください。

糖尿病・高血圧症、心臓病や腎臓病・皮膚疾患や精神疾患で治療中の労働者

5 熱中症の緊急措置

熱中症の発生に備え、病院、診療等の連絡先を把握しておいてください。熱中症と疑われる症状があらわれたときは、緊急措置として涼しい場所で体を冷やし、水分・塩分を摂らせてください。必要により、救急隊の出動を要請し、医師の診察を受けさせてください。

現場での応急措置は、パンフレット「職場における熱中症予防について」を参考

参考 パンフレット・リーフレットのURL

「職場における熱中症予防について」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf>

「熱中症にレッドカード/守らないとイエローカード」

<http://www.ibaraki-sanpo.jp/publicity/redcard/red-card.pdf>

